

(一部負担還元金)

- 第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律 第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。
- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表1に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により国または地方公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 前各項により算出された一部負担還元金の額が1,000円未満のときは不支給とする。
- 6 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以降の期間について支給しないものとする。

附 則

(経過措置)

- 第1条 この規約は、平成27年4月1日（4月診療分）から施行する。

(経過措置)

- 第2条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金の支給については、なお、従前の例による。

(過去附則)

1. 第42条の規約を第55条に変更し、また条文の一部を変更・削除し、平成15年4月1日から施行する。
2. この規約変更は平成19年4月1日から施行する。

一部負担還元金等の自己負担額

1. 下記のいずれかに該当する者

ア. 70歳未満の被保険者又はその被扶養者の場合

イ. 70歳未満の被保険者と70歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ. 70歳以上の被保険者と70歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区 分	自己負担額(上限額)	備 考
標準報酬月額 83万円以上	$152,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$	総医療費 $\leq$ 842,000円のときは、 医療費 = 842,000円
標準報酬月額 53 ～ 79万円	$67,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$	総医療費 $\leq$ 558,000円のときは、 医療費 = 558,000円
標準報酬月額 28 ～ 50万円	$30,000円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	総医療費 $\leq$ 267,000円のときは 医療費 = 267,000円
標準報酬月額 26万円以下	30,000円	
低所得者	30,000円	

※低所得者：市町村民税非課税者(健康保険法施行令42条第1項第5号に規定する者)

2. 70歳以上の被保険者又はその被扶養者の場合

区 分	自己負担額(上限額)	
	外来(個人ごと)	
標準報酬月額 83万円以上	} 上表に同じ	
標準報酬月額 53 ～ 79万円		
標準報酬月額 28 ～ 50万円		
一般所得者 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円	30,000円
低所得者Ⅱ(住民税非課税、 年金収入80～160万円)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(住民税非課税、 年金収入80万円以下)	8,000円	15,000円

※一般所得者：自己負担割合2割の者(健康保険法第74条第1項第2号又は第110条第2項第1号ハに規定する者のうち、低所得者Ⅱに該当しない者)

低所得者Ⅰ：健康保険法施行令第42条第3項第4号に規定する者

低所得者Ⅱ：市町村民税非課税者(健康保険法施行令42条第1項第5号に規定する者)

算出される支給金額に対して、

- ・100円未満の端数があるときは切り捨て(組合理約 第55条第4項)
- ・算出された額が1,000円未満の場合は不支給(同 第5項) とする。